

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年12月 2 日

契約担当官 沖縄総合事務局開発建設部長 山本 大志

1. 競争入札に付する事項

- (1) 入札の件名 令和 7 年度南部国道事務所鉄屑等売払
- (2) 売払物品の数量等 入札説明書等による。
- (3) 売払代金納入期限 別途発行する納入告知書に定める期限
- (4) 引渡期限 売払代金納付の日から 7 日以内
- (5) 引渡場所 沖縄総合事務局南部国道事務所 旧庁舎
那覇市港町2丁目8番14号

(6) 入札方法

- ① 入札金額は、物件の買受金額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は 2 回を限度とし、それまでに落札者が決定しないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

2. 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の買受け」のうち「A」「B」又は「C」等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 入札参加申込書の提出期限から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和60年 8 月 6 日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 3. (2)の交付期間中に仕様書及び入札説明書を 3. (1)の交付場所において

直接受領し、かつ、3.(4)の提出期限までに入札参加申込書を提出していること。

- (7) 3.(3)の現場説明会に参加した者であること。現場説明会に参加しない者については、入札参加を認めないので注意すること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館)

沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係

TEL 098-866-0031 内線2526・2527

- (2) 仕様書及び入札説明書の交付方法等

交付場所：上記(1)の場所にて交付する。

交付期間：本公告の日から令和7年12月12日(金)12時00分まで

- (3) 現場説明会の日時及び場所

入札説明書による。

- (4) 入札参加申込書の提出期限

令和7年12月12日(金)12時00分

- (5) 入札書の提出方法

①入札書は入札説明書に添付してある様式にて作成し、封筒に入れ厳重に封印し、かつ封筒に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、入札日時及び件名並びに朱書きにより「入札書在中」と記載しなければならない。また、代理人をもって入札する場合は、委任状も併せて提出すること。

②提出は持参による。

- (6) 入札及び開札の日時、場所

令和8年1月6日(火)10時00分

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館)

沖縄総合事務局開発建設部 4階 入札室

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) その他詳細は入札説明書による。